

令和6年度 第2回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和7年1月23日(木)

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】ただいまより、令和 6 年度第 2 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。まず、事務局から説明をお願いいたします。

【区政情報課長】本日は皆様お集まりいただきましてありがとうございます。区政情報課長の佐藤でございます。よろしくをお願いいたします。長時間の会議になりますので、座って説明をさせていただきます。

現在の皆様の委員任期が、令和 7 年 3 月 3 1 日までとなっております。今後、臨時でお願いするような案件がなければ、今回の審議会が最後となります。本日、川野委員が諸事情により欠席でございますが、議事に先立ちまして、区長から皆様にご挨拶させていただきたいと思っております。

【区 長】区長の吉住でございます。本日は任期最後の審議会となりますので、一言ご挨拶をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、個人情報保護法が改正された令和 5 年 4 月より、新たな個人情報保護制度に基づき、本審議会にご尽力いただきました。心から感謝を申し上げます。

各回の審議におきましても、区の情報公開・個人情報保護の観点から様々なご意見をいただき誠にありがとうございました。委員の皆様からいただきました貴重なご意見は、今後の新宿区の情報公開・個人情報保護制度の運営に生かして参ります。引き続き、様々な場面で皆様のご支援を賜ることもあるかと思っております。その節はよろしくをお願いいたします。皆様、本当にありがとうございました。

【会 長】ありがとうございました。区長もお忙しいでしょうから、ご退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

【区 長】また、よろしくをお願いいたします。

【会 長】では、事務局から、本日の資料について説明させていただきます。

【区政情報課長】資料の説明の前に、昨年途中で情報システム課長が前任の岩田から志原に代わりましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

【情報システム課長】皆様、はじめまして。8 月から情報システム課長に拝任いたしました、志原と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【区政情報課長】それでは本日の資料でございますけれども、まず右上に資料 1 と書いてある、「令和 6 年度新宿区個人情報保護管理運営会議における審議案件一覧について」で、令和 6 年

7月から令和7年1月までに審議した案件について報告をさせていただきます。

また、右上に資料2と書いております、「新宿区個人情報保護管理運営会議における個人情報保護対策チェックリストの再検証について」は、個人情報保護の観点から皆様のご意見をいただきたく、今回の議題とさせていただきます。区としましても、皆様からのご意見等に沿って検討を進めていきたいと考えておりますので、ぜひご意見を賜りたいと思います。

資料については以上でございますが、不足などはないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは事務局からは以上でございます。会長、進行をよろしくお願いいたします。

【会長】では、まず資料1「令和6年度新宿区個人情報保護管理運営会議の審議案件について（令和6年7月～令和7年1月分）」の報告をお願いします。

【区政情報課長】よろしく申し上げます。お手元の資料1ということで、分厚い資料になります。

まず、資料1の1ページから3ページまでが昨年7月から今年の1月までに個人情報保護管理運営会議で審議させていただいた案件の一覧となっております。その後ろから、別紙として、分厚い資料がございます。まず、「No.1、区民意見・FAQシステムの再構築等について」をご覧ください。右下に1ページと振ってある資料です。こちらからご説明していきます。

まず、上から4つ目の目的という項目をご覧くださいまして、令和7年1月にイントラネットシステム基盤が再構築となることから、区民の方からご意見をいただき、現在の区民意見・FAQシステム、こちらの機能を新しいインフラ基盤に再構築を行うものでございます。

事業内容の1番、概要をご覧ください。現在、区では区民の皆様から様々なご意見やご要望について一元的に管理し、迅速かつ的確に対応するため、この区民意見・FAQシステムを運用しております。現行の区民意見・FAQシステムの機能を新規インフラ基盤上で再構築するといった内容で、2番の電算処理、外部結合、業務委託の審議をいたしました。

次に、5ページをご覧ください。2件目の案件でございます。eLTAXシステムに係る外部結合等についてで、手続の追加になります。目的でございますけれども、地方税の手続で、eLTAXのシステムを活用し、様々な電子申請を行っております。このeLTAXシステムに公的年金等支払報告書（追加・訂正分）の連携や、租税条約に関する届出書などを拡大することで、納税義務者であったり、特別徴収義務者、申告者の負担を軽減することが可能となります。事業内容の1番、概要をご覧ください。2段落目の3行目に、令和4年税制改正により、令和7年1月以降、eLTAXに公的年金等支払報告書の追加及び訂正についても関係機関との連携が拡大され、地方税関係申告等についても電子申告の項目が拡大されるため、外部結合

と業務委託を行ったという内容となっております。

次に、右下に11ページと書いてある資料をご覧ください。3件目の案件でございます。ベビーシッター利用支援事業に係る業務の委託についての案件です。事業内容の1番、概要をご覧くださいと思います。区では、日常生活上の突発的な事情等によって、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対して、保育利用料の一部の助成をしております。

今般、区民の利便性の向上のため、L o G o フォームを使った電子申請を導入し、助成金の交付手続を新たに行うという案件でございます。

次に、13ページをご覧ください。梅毒等の性感染症のまん延防止事業に係る業務の委託についてでございます。事業内容の1番、概要ですけれども、区では、歌舞伎町などの区内の繁華街に不特定多数の若者が集まっており、性感染のおそれがある疾病の発生や、まん延の防止が求められております。本事業では、性感染症についての正しい知識と理解につなげるリーフレットの作成、また、アウトリーチ型の支援、または健康相談を事業者に委託することで、性感染症に関する注意喚起や普及啓発を図る事業でございます。こちらの委託について、審議した内容となっております。

次に、15ページをご覧ください。5件目の案件です。入学前プログラム事業に係る業務の委託についてです。これは教育委員会で行っている事業ですけれども、まず目的をご覧ください。小学校入学前の新1年生の保護者会などを活用して、子ども同士と保護者同士の連帯感や、参画意識を高めるとともに、保護者を対象とした「親の学び」の支援を展開するプログラムでございます。事業内容の1番、概要ですけれども、児童と保護者の円滑な小学校入学を支援するためのプログラムを実施します。内容としては、保護者プログラムと子どもプログラムの2つのプログラムを、同じ時間に別会場で実施してまいりまして、現状では学校側の保護者会の受付終了後、子どもの名前を聞き取って、名札を作成していましたが、より効率的に行うために、事業を業務委託して、名札や名簿の作成を事前に紙のリストを業者に渡して、プログラムの運営を行うという内容となっております。

次に、17ページをご覧ください。ふるさと納税ポータルサイトサービスの導入に係る外部結合についてで、事業内容の1番、概要をご覧ください。区では、令和2年度からふるさと納税ポータルサイトを導入して、寄附の受付を行っています。2段落目、令和5年10月からは、ふるさと納税の返礼品の導入に伴い、ポータルサイトを拡充して返礼品を掲載しています。3段落目、既に導入している6事業者のポータルサイトに加え、令和6年9月から、新たに「さとふる」のポータルサイトを拡充することで、寄附者の利便性の向上を図るといったところで

ございます。2番、ふるさと納税ポータルサイトに①から⑥で、「ふるさとチョイス」や、「楽天ふるさと納税」などがあり、今回、⑦で「さとふる」を追加した内容となっております。

次に、19ページをご覧ください。クラウド型研修システム（eラーニング）の導入に係るシステム開発等についてです。事業内容の1番、概要でございますけれども、区では研修システム（eラーニング）を導入することで、研修生の推薦、決定・命令、また受講結果の報告などについて、一連の電子化を実現して、業務の効率化を図っています。こちらに、区の職員のほかに、例えば、区に関係する新宿区シルバー人材センター、新宿区社会福祉協議会の職員を研修生として受け入れるときも、このeラーニングを一部活用して管理することで、事務の効率化を図るものでございます。

次に、21ページをご覧ください。被災者生活再建支援システムに係る外部結合等についてでございます。事業内容の1番、概要ですけれども、現在、区では地震などが発災したときに、迅速に罹災証明書を発行するために、住家被害認定調査システムと罹災証明書発行システム、また被災者台帳システム等の機能を備えた、「被災者生活再建支援システム」を導入して、罹災証明書の発行体制を構築しております。しかしながら、住民記録システムの標準化に伴って、令和7年1月以降、現行の被災者生活再建支援システムでは、住民記録台帳データの取り込みが難しくなるほか、今のシステムも令和8年度まででサポートが終了予定であるため、システムの更新が必要となります。

また、現行の住家被害認定調査システムでは、現地において紙の調査票にチェックした後、本庁に持参し、スキャナで読み込む必要があり、現地写真を整理して別添するなどの作業工程が多く、罹災証明書の発行までに時間がかかることがあります。こうしたことを踏まえまして、より迅速に罹災証明書が発行できるよう、新たなシステムを構築するとともに、住家被害認定調査のモバイルシステムを導入して、利便性の向上、業務の効率化を図るという内容でございます。

次に、24ページをご覧ください。No. 9の案件です。国民健康保険システムにおける滞納データ抽出作業に係る業務の委託についてでございます。事業内容の1番、概要ですけれども、現在、国民健康保険の業務における滞納のデータは、市町村事務処理標準システムで管理しているのですが、この度、滞納業務の機能については、令和7年1月に稼働予定の統合滞納管理システムで運用するため、このシステムのデータ移行、また検証に必要な滞納データを標準システムから抽出する作業を委託する内容となっております。

次に、40ページをご覧ください。IHEAT. J Pの利用に係る外部結合についてで、N

○. 10の資料になります。事業内容の1番、概要をご覧ください。まず、令和2年、厚生労働省は新型コロナウイルスの感染拡大によって、保健所の体制強化が求められたことから、都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンクというものを創設して、支援の要請があった保健所に対して、その潜在保健師を派遣する仕組みであるIHEATを運用していました。

2段落目の2行目、保健所設置自治体である新宿区においても、IHEAT要員による支援体制を確保することになりました。これらを踏まえた要領の改正を受けて、登録は保健所設置自治体ごとに行うこととされて、名簿の管理であったり、感染症発生時の支援要請についても保健所設置の自治体がこのIHEAT.JPを用いて行うことになったため、それに伴うシステムの結合について審議した内容となっております。

次に、42ページをご覧ください。11番の案件です。新宿駅周辺地域におけるハロウィン安全対策に係る定点カメラの設置についてです。事業内容の1番、概要ですけれども、令和6年6月に制定された、「新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境の確保に関する条例」に基づいて、新宿駅周辺の地域で雑踏事故等の防止を図るため、防犯カメラの設置を行って、来街者が過度に集中しているという情報をリアルタイムで把握することで、ハロウィン来街者の安全確保と犯罪の予防を図るため、防犯カメラを4か所に設置しました。この件については、区の施設に設置をするわけではないので、要綱に基づくものではないのですけれども、要綱に準用した特例的な扱いということで、この会議でしっかり審議を行った上で実施をしたものでございます。なお、43ページには、カメラの設置場所を記載しております。

次に、44ページをご覧ください。証明書自動交付システム（コンビニ交付）の更新等についてでございます。事業内容の1番、概要をご覧ください。令和7年1月に住民記録システムを標準仕様書準拠システムに移行して、税務システムをパッケージシステムに移行することから、証明書の様式であったり、データ連携の仕様が変更になるため、現行のシステムを改修して対応する計画をしておりました。しかし、セキュリティ面での安全性が高い新たなシステムが、急遽、クラウドシステムで開発されることが事業者から明らかになったので、計画を変えて、クラウドシステムに更新するという内容が12番の案件でございます。

次に、51ページのNo.13をご覧ください。地方公共団体情報システム標準化に対応した税務システムへの移行等についてでございます。事業内容の1番、概要ですけれども、令和7年1月から特別区民税・都民税・軽自動車税の賦課徴収の業務については、税務システムを利用して業務を行うこととしています。2段落目ですけれども、システムの標準化の話はこれまで何度かご説明差し上げましたけれども、令和7年度末にシステムの標準化に対応すること

が求められていて、令和8年2月に標準準拠システムへの移行を予定しています。

併せて、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う予定です。そのため、電算処理、外部結合、またシステムの保守に関する業務委託の再委託を行うものがございます。ガバメントクラウドへの移行については、個人情報保護委員会の定める重要な変更該当するため、特定個人情報保護評価（全項目評価）及びパブリック・コメントを実施するのが13番の案件です。

次に、14番の案件の55ページをご覧ください。滞納整理一元化に伴う地方税に関する事務及び国民健康保険に関する事務を取扱う部署の追加についてで、こちらも特定個人情報保護評価に関するものがございます。事業内容の1番、概要ですけれども、現在、税務課及び医療保険年金課では、各課が保有している滞納者情報を共有しておらず、納付相談の際は、税務課や医療保険年金課の窓口で、収入状況などの状況の説明を求めています。重複する滞納者においては、事務も重複していることになります。

2段落目、このような状況を踏まえて、滞納整理を一元的に担当する課を総務部に設置する予定となっております。この内容が、特定個人情報保護評価指針の重要な変更該当するため、評価の再実施を行うという内容となっております。

次に、58ページをご覧ください。L o G o フォームの利用に係る外部結合についてで、手続の追加の案件でございます。前回ご報告をさせていただいた中にありましたけれども、事業内容の1番、概要をご覧くださいまして、区では、平成16年度から東京都と都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用して、いろいろな電子申請を受け付けてきました。

今後、この東京共同電子申請・届出サービスが令和6年度末で廃止され、新たな電子申請サービス（L o G o フォーム）が、東京都と都内区市町村で共同調達・導入されることになりました。これについて、①単年度で1,000名を超える利用者が想定される場合や、②オンライン決済または③マイナンバーカードの電子認証をする場合、本会議に付議することになっているため、L o G o フォームについて審議したものでございます。

60ページの「追加手続及び情報項目」と書いてある、この4つがL o G o フォームに今回追加した案件として、税務課の税証明の請求、戸籍住民課の2番、3番、住民票の写しであったり、住民票の記載事項の証明書、また4番、監査事務局の新宿区職員の措置請求書など、こちらをL o G o フォームに新たに追加した内容となっております。

次に、61ページをご覧くださいまして、申告書の封入封緘に係る業務の委託についてで、

16件目の案件でございます。事業内容の1番、概要をご覧くださいまして、区では、特別区民税、都民税の申告書について、情報システム課がホストシステムのデータを使って、高速プリンタで宛名印字したものを封入封緘の委託業者に送って、封入封緘の業務を行っています。

2段落目、この度、基幹業務システムの再整備に伴い、ホストシステムが廃止されることから、税務課の税務システムによって管理運用を行います。そのため、税務課が税務システムより抽出した対象者データを委託事業者に送付して、委託事業者が印字を行ったものを封入封緘する業務へ変更を行うものでございます。

次に、63ページをご覧ください。納税通知書等の印字及び封入封緘に係る業務の委託についてです。この1個前の16件目の案件と似たようなものになりますけれども、事業内容の1番、概要で、区では、特別区民税、都民税、森林環境税（住民税）や軽自動車税（種別割）の税額が決定または変更した場合に、納税通知書を対象者に送付しております。住民税（普通徴収分）と軽自動車税の納税通知書については、事業者に印字、封入封緘の委託をしているのですが、この度、従来から委託していたものに加えて、過誤納金還付・充当通知書、また過誤納金還付請求書の印字、封入封緘の業務についても、併せて委託をし、事務の効率化を図るという内容となっております。

次に、66ページをご覧ください。No. 18の、マイナンバーカード特急発行に係る外部結合等についてでございます。事業の内容ですけれども、現在、マイナンバーカードの交付については、申請後、1～2か月程度の期間を要しており、速やかな交付が求められています。この度、特急発行・交付の仕組みが創設され、新生児であったり、紛失等による再交付、海外からの転入者などについて、特に速やかな交付が必要になる場合は、申請から区民にカードが届くまでの期間を1週間以内に短縮するという内容について審議したものでございます。

次に、68ページをご覧ください。地域広帯域移動無線アクセス（地域BWA）システムによる無料公衆無線LAN環境の運用保守業務の委託等についてです。事業内容の1番、概要をご覧ください。区では、この地域BWAシステムというものを活用して、区の様々な施設などに無線LAN環境の整備を進めています。もともと97施設に導入していたのですが、新たに3施設追加をしたものでございまして、70ページをご覧くださいと、赤字になっている2番の新宿NPO協働推進センターと、17番の四谷ひろば、71ページ、40番の社会福祉協議会に公衆無線LANを導入した内容となっております。

次に、73ページをご覧ください。軽自動車税関係手続に係る軽自動車保有関係手続のワンストップサービス連携システムとの外部結合についてでございます。事業内容の1番、概要で

すけれども、区では、改正地方税法等に基づいて、軽OSSという軽自動車保有関係手続のワンストップサービス連携システムにLWAN回線を結合し、三輪以上の軽自動車に関する軽自動車税の申告書情報を受信しています。3段落目、この度、国土交通省で手続システムの導入手続が整いましたので、三輪ではなく小型二輪と軽二輪に関する軽自動車税の申告書情報も追加されるということで、①小型二輪が令和7年4月以降で、②軽二輪が令和8年1月以降に連携されるため対象車種の追加を審議したものでございます。

次に、75ページをご覧ください。21番の案件ですけれども、証明書自動交付（コンビニ交付）の更新等についてということで、こちらはNo.12の案件、特定個人情報保護評価のパブリック・コメント実施結果の内容となっています。

実施結果の内容で、77ページをご覧ください。VIの評価実施手続の箇所が今回の主な変更点ということで、パブリック・コメントを実施した令和6年10月10日から11月8日の30日間に、2名の方から73件の意見が出てきました。また、第三者点検を行いまして、大きな変更はあまりなかったのですけれども、誤字・脱字・文言の統一などを行ったところがございます。

1枚めくっていただきまして、今のが税務関係の特定個人情報保護評価、地方税に関するものになるのですけれども、78ページ以降が住民基本台帳の特定個人情報保護評価のパブリック・コメントの話で、79ページにあるVIの評価実施手続の箇所が、先ほどと同じような形で、意見の聴取結果、2名の方から73件の意見が出てきました。

次の80ページと書いてあるものなのですが、これが、もともとあった評価書から変更した新旧対照表となっております。左からナンバーやページ、該当箇所、変更後の記載と変更前の記載、変更理由、変更の契機が書いてあります。その中で、パブリック・コメントで修正があったもののみ紹介させていただきます。

1枚めくっていただきまして、81ページの一番下、変更の契機という一番右がパブリック・コメントの意見を反映となっているのですけれども、もともと認証の手段について、「端末使用時にはユーザIDによる識別とパスワードに加えICカード等」と書いてあったものを、意見の内容などを受けて、「及び顔認証」ということで、「顔認証」を追加し、変更を行ったのが1つ目でございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、82ページが住民基本台帳のパブリック・コメントの変更箇所になります。上から3つ目のところで、変更したものが、赤字で「他の市町村」と書いてありますが、もともとは「他の区市町村」と書いてありまして、区市町村と市町村の使い

方のところで、パブリック・コメントでご指摘があったので、そのところを統一し、修正いたしました。一番下のところに、こちらもユーザ認証の話になるのですが、ユーザIDのほかにICカードによる識別を追加し、修正を加えたものでございます。

次に、83ページをご覧ください。これが、No. 13で行った税務システムの移行についてということで、パブリック・コメントの実施結果になります。税務システムについては、その前のところで説明をした内容となりますので、資料についてはNo. 21のものと同じということで割愛させていただきます。

次に、84ページをご覧ください。滞納整理一元化に伴う地方税に関する事務及び国民健康保険に関する事務を取扱う部署の追加についてで、これもパブリック・コメントの追加の案件ですが、地方税に関する特定個人情報保護評価については、先ほどの21番で説明したものと一緒ですので、今回は国民健康保険に関する部分についてのみ報告いたします。86ページをご覧くださいまして、こちらも意見聴取の結果、すべて同じ2名の方から同一の意見が届いたため、それに対して細かな修正や、変更部分となります。

87ページから、また新旧対照表があるのですが、パブリック・コメントの意見を踏まえて変えたものが、国民健康保険のところでは、No. 1から、次の88ページのNo. 7までなのですが、もともとは委託先のお名前をウェブサイトで公開するとしていたものを、ウェブサイトで公開するのではなくて、情報公開請求等で公開をします。現在、委託先を決定するのにプロポーザルで決める場合と、プロポーザルではなく委託先を決める場合があるので、もともとプロポーザルで決めていたものが、通常の手続で委託先を決定するため、その場合の名前の公開は、情報公開になることに変えたのが修正の部分でございます。

続きまして、97ページをご覧ください。LOGOフォームの利用に係る外部結合についてで、先ほどと同じ手続の追加の案件でございます。99ページの横版の資料をご覧ください。新たに追加した手続が4つございます。区政情報課の案件で、法律相談と交通事故相談の予約の受付と、健康づくり課では、健診、がん検診等の受診券の請求、また、医療保険年金課で、3番と4番ですが、国民健康保険の資格の喪失の届出と取得の届出、こちらをLOGOフォームで受け付けるという内容となっております。

次に、100ページをご覧ください。督促状（特別徴収分）の印字及び封入封緘等に係る業務の委託についてでございます。こちらもNo. 16とNo. 17とほとんど同じになりますが、区では、住民税の滞納者に送付している督促状については、情報システム課ではがきの印字をしてから、圧着加工を業者に委託しております。この度、基幹業務システムの再整備に

伴って、ホストシステムが廃止されることから、税務課の税務システムによって運用管理を行うにあたりまして、税務システムで抽出したデータを委託事業者に送付して、委託事業者が印字し、封入封緘を行う内容に変更したものでございます。

次に、102ページをご覧ください。マイナポータルびったり電子申請サービスの利用に係る外部結合についてでございます。事業内容の1番、概要についてですけれども、今までもマイナポータルを使って電子申請を行っているものがありますけれども、それに新たな手続を追加する案件でございます。内容としては、104ページに横版の資料がございます。1、2、3番とあるのですけれども、災害弔慰金の支給事務と、災害障害見舞金の支給事務、また災害援護資金の貸付事務、こちらについて、マイナポータルびったりサービスで電子申請ができるようになるという案件でございます。

次に、105ページをご覧ください。災害弔慰金の支給等に関する事務に係る被災者生活再建支援システムに係る外部結合についてです。事業内容の1番、概要でございますけれども、国では、被災者支援業務の迅速化・効率化を図るため、「被災者生活再建支援システム」を構築し、令和7年2月1日より導入する予定であります。被災者生活再建支援システムのうち、被災者台帳システムで被災者に関する情報を一元管理することができるので、災害弔慰金の支給事務と、災害障害見舞金の支給事務、災害援護資金の貸付事務については、この被災者台帳システムを活用して、支援の業務の迅速化・効率化を図る内容となっております。

次に、108ページをご覧ください。区民ホール受付システムの構築に係る開発等についてです。目的をご覧ください。区民ホール受付システムを新たに新設して、四谷・牛込筆筈・角筈区民ホールの利用者の利便性を向上させ、貸出施設の利用機会の拡大を図ります。事業内容の1番、概要ですけれども、現在、区民ホールの利用は、予約の受付、照会などについては、事前に電話で予約状況等の照会を行い、来館することで、予約受付をしております。今後は、新たにこの予約受付システムを導入して、インターネットで予約受付や照会を行う仕組みを整え、区民の利便性の向上、利用率の向上を図るものでございます。

次に、110ページをご覧ください。No. 29の案件です。私立認可保育所・認定こども園運営費等給付事務に係る外部結合についてでございます。事業内容の1番、概要ですけれども、現在、保育事業者への運営費や補助金の給付事務は、保育事業者から交付関係の書類の提出を受けて、交付決定の支出の処理などを行っています。この処理過程の中で、提出書類の不備や不足があった場合、クラウドストレージのBoxとLOGOチャットを活用して修正の依頼をしております。この度、作業の効率化・事業の迅速化を図るため、情報項目を新たに追加

いたします。これは、既に実施しているものに情報項目の追加ということで、112ページをご覧くださいますと、10番の職員名簿の「確認書類写し」が赤字になっています。これが新たに追加されました。113ページの、No. 20、21、22、23に書いてある、こちらの項目についても、情報項目として追加されたものでございます。

次に、114ページでございます。処遇改善等可算認定、保育士等キャリアアップ補助事業、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業事務に係る外部結合についてです。こちらも1個前にご説明した案件と基本的には同じなのですけれども、保育指導課という部署が行っておりまして、今お話しした3事業の書類の審査などについて、クラウドストレージのBoxを活用して、手続の迅速化を図る内容になっております。

次に、119ページをご覧ください。No. 31の案件でございます。新宿区立元気館における貸室予約受付システムの構築に係る開発等についてでございます。No. 28のところで、区民ホールの予約システムの開発がありましたけれども、それを新宿区立の元気館という健康増進の施設でも、新たに予約システムを導入する内容でございます。

次に、121ページをご覧ください。地方公共団体情報システム標準化に対応した後期高齢支援システムへの移行等についてです。事業内容の1番、概要をご覧くださいまして、現在、後期高齢者医療制度ということで、75歳以上の国民健康保険運用制度になります。こちらについては、都道府県単位で設置される「広域標準システム」と、区市町村単位で設置される「後期高齢支援システム」の両方のシステムを利用して事務の処理を行っております。

また、2段落目、区では、入院時負担軽減支援金及び葬祭費についても、「高齢者福祉システム」で処理を行っております。それに付随して、令和3年9月に公布された「標準化法」によって、この「後期高齢支援システム」についても、令和7年度末までに標準化へ対応することが求められています。

併せて、標準準拠システムの利用について、デジタル庁が提供するガバメントクラウドを利用し、運用を行うことになっておりますので、そちらのシステム標準化への移行について付議したものでございます。

次に、125ページをご覧ください。図書館情報システムにおけるシステムの更新等についてで、No. 33です。事業内容の1番、概要をご覧くださいまして、現在、図書館情報システムにおいては5年から7年を周期として、プロポーザルで選定した事業者がシステムの更新を行っております。この度、そのシステムの更新の時期になったので事業者を選定したところ、トーテックアメニティ株式会社が選定されました。今回のシステム更新にあたって、この会社

が導入しているシステムの i L i s f i e r a（アイリスフィエラ）は、開発元が富士通 Japan 株式会社であるため、新システムへのデータ移行とカスタマイズの作業を、富士通 Japan 株式会社とトーテックアメニティ株式会社に依頼し、システム更新業務を安全に行う内容になっています。

次に、127ページをご覧ください。34番の案件でございます。新宿区データ入力業務に係る外部結合についてで、事業内容の1番、概要をご覧ください。現在、情報システム課でデータエントリーシステムを用いて、各課から依頼を受けた個人情報を含む紙媒体を電磁的記録にデータ入力する作業を行っています。この度、このシステムが令和7年7月に保守期限を迎えることから、この入力運用を廃止して、業務委託を行うことで、事業の効率化を図るものがございます。

次に、131ページをご覧ください。35件目の案件になります。新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係る支給対象者データベースの構築等についてでございます。目的のところに、令和6年11月22日に閣議決定された、「総合経済対策」に基づいて、特に物価高騰の影響を受ける低所得者に対して、迅速に支援を行うものです。事業内容の1番、概要の（1）にございますけれども、令和6年度住民税非課税世帯への給付金ということで、一世帯あたり3万円、また、その世帯に子どもがいる場合は、子ども加算も行うため、電算処理、外部結合、また業務委託を付議したものでございます。

最後に135ページをご覧ください。36番の案件です。電子図書サービスの導入に係る外部結合についてです。現在、学校図書館で閲覧できる図書は、基本的に紙に限られており、児童・生徒の不読率の軽減であったり、探求的な学習を行うことを目的とした書籍の活用が求められています。

令和7年4月より、クラウド型の電子図書サービスを導入することで、1人1台貸与のタブレット端末を用いた電子図書の閲覧ができるようになり、読書活動や調べ学習、授業に活用していくため、3番の対象者ですが小学校と中学校を1校ずつモデル校としまして、タブレット端末を用いて、電子図書を導入するという内容となっております。

雑駁になりましたが、これで説明は終わりとなります。

【会 長】ご質問、ご意見がありましたらご発言願います。

【坂下委員】ご説明ありがとうございました。3点ありまして、1つは、随分、委託が増えていきますので、委託先の管理が新宿区と同じレベルかどうかをしっかりと見て、セキュリティを高めていただきたいことと、事故があった場合の連絡体制の訓練も含めて、稼働するかどうか

は確認しておいていただきたい。これが1つ目です。

2つ目が、封入封緘業務で、いまだに最も多い漏洩が誤送付・誤配布です。ヒューマンエラーが起きたときの対応は、しっかり行えるように厳格にお伝えいただきたい。これが2点目です。

3点目は、全体に共通しまして、不要になった個人情報速やかに廃棄していただきたい。これが3つ目になります。以上をしっかりと行っていただいて、セキュリティを担保していただければと思います。私からは以上です。

【区政情報課長】1点目の委託は、現在非常に増えております。区でも、契約のときに、特記事項をつけて、個人情報の管理について、区のセキュリティであったり、対策に基づいてしっかり行うように強くお願いをしております。また、委託先に監査といたしますか、確認であったり、そういったことも特記事項に含んでおりまして、定期的に職員でも確認を行っております。

また、2点目の封入封緘については、やはりおっしゃるとおり、誤送付であったり、入れ間違いが非常に多いということは、区としても認識しておりますので、そういったミスがないように、委託先との連携の強化を所管課にお願いしております。事業によっては、委託先で封入封緘するものを全部、個人情報等は映らないようにしたうえで、ビデオで撮って、間違いがないかの確認を行っている事業者もあつたりするので、基本的には間違いがないように対応しております。3点目の廃棄などについて、電子データで処理したのもちゃんと削除するように、先ほどお話しした、特記事項の中にもその項目を含んでおり、ちゃんと削除しましたということを確認する書類も、委託事業者にしっかりと提出してもらおうところを取り組んでおりますので、引き続き徹底するようにしていきたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

【会 長】ほかに。

【栗原委員】資料のご説明ありがとうございました。私からは、パブリック・コメントの変更点のところに関して、2名から73件ほどいただいていたと思うのですが、まず、このパブリック・コメントをいただいた方というのは、基本的に同じ方なのでしょうか。

【区政情報課長】別の方なのですが、1人の方が、この73件のうちの72件で、1件がまた別の方ということで、3つのパブリック・コメントに、この2人の方から、意見も全部同じ内容で出させていただきました。もともと、評価書自体は地方税と、住民基本台帳、国民健康保険と別々のものにはなるので、修正した箇所などは違うものもあるかと思っております。

【栗原委員】その場合、幾つか変更という形でパブリック・コメントを反映して、評価書の文言であったりとか、あとは、顔認証の話があつたり、幾つか修正されていると思いますが、こ

の修正の基準というのは、何かあるのでしょうか。

【区政情報課長】基本的には、所管課でこのご意見を受けて、これは直したほうが分かりやすいのではないかというものなどは、しっかりと取り入れていくことになっています。全ての意見について、私で把握しているわけではないのですが、多くの意見が、単純なご質問というか、パブリック・コメントを見て、「これってどういうことなのですか」という質問が結構多くて、その質問に対して回答をしたものが、73件のうちで非常に多かったというのを覚えています。あと、もう1人の方が1件出したものは、適正に個人情報を守って、情報セキュリティをしっかりとしてくださいというご意見だったので、その意見のとおり行いますという内容だったかと思います。

【栗原委員】若干、踏み込んだ質問というか。例えば、81ページのNo. 11のところ、パブリック・コメントの意見を反映というのがあるかと思うのですが、変更前が「ICカード等」となるところを、「及び顔認証」という形で、一定数限定した表現に変わっているのかなというのを拝見したので、その変更点について、ある程度定めた理由というのはいくつかあるのでしょうか。

【区政情報課長】なぜ変えたのかというところなのですが、恐らく所管課の判断として、「等」と書いてあると、伝わりにくかったのだと思います。なのではっきりと「等」というのは「顔認証」ですということで、ちゃんと生体認証で確認をして、その端末を使える人を確認していますと、しっかりここに記載したほうが分かりやすいのではないかと、そういったご意見を受けて、ここに「及び顔認証」と入れたのだと思っています。

【情報システム課長】私から補足なのですが、パブリック・コメントに実際に回答する時になって、どういう処理システムで、顔認証システムを導入するかは、ここで確定的になりますので、今もちょうどあるのですが、パスワード入力ではなく、ICカードと顔認証のセットの新システムに変わりましたので、そのあたり、具体的に内容が確定したので、そのとおりに表現すべきということで、今行っているセキュリティ対策をそのまま記載させていただいたところではないでしょうか。

【栗原委員】では、「等」と書いてある、より少し前のものに関しては、特に顔認証というものを導入するかどうかは決まっていなかった段階で出していたものが、今後、こういった「顔認証を導入します」ということが決まって断定したものを、そのままちゃんとパブリック・コメントを反映した上で表記したということで理解しました。ありがとうございます。私からは以上です。

【香川委員】私からは、先ほどの栗原委員のような、具体的かつ建設的なご意見ではないのですけれど、それに乗ったような形で。例えばそういった、いろいろな送付物の封入封緘に伴うヒューマンエラーというのは、これはもう、ある意味避けられないものだと思うので、その辺の事後チェックということで、作業の検証とか、それはさらに踏み込んだものでよいと思います。さらにいろいろな事後チェックのために監査とか、立ち入りという、制度としては必要なものですし、いつでもできるようにする、またそういったことがあるということが先方に伝わるといことは、非常により注意深く作業をしていただくために必要なことだと思います。ですが、やはりそこは限界があるので、基本的には委託先、再委託先の方から、「注意深くやったけど、こういったヒューマンエラーがありました」ということで、実際に、現実にエラーが発生した場合には、軽微なものだから報告をしないというよりも、誠実にきちんと挙げていただいて、それをまたフィードバックしていくほうが現場としては望ましいことなのだろうと思うのです。

ただ、それが挙がってくると、評価が下がるのではないかという付度が働いて、結局、挙がってこないという。ある意味、一定の確率でヒューマンエラーというのは起こるものですし、限られたコストの中で行っていることすし、作業期限とかもありますので、かえって一定の確率で挙がってこないというのは、付度して報告をしないという可能性もあるので、そういったこともある意味オープンに、委託先、再託先との間で区と、委託者との間で信頼関係がなるべく構築されるように、お互いにそういった風通しをよくして、「信用をしています」というメッセージを上手に先方にも伝えていただいて、軽微なものは蓋をしておこうというよりも、正直に言っていただいているほうが信用できますというようなことができれば、何かそういう工夫をしていただくと、さらによくなると思っております。

【区政情報課長】区でも、この個人情報の取扱いに関する研修ということで、実務者説明会を行っています。年間1回ないし2回、各課の係長級などを集めて実施しており、その中で、事故が起きたときには、区政情報課に迅速に報告してくださいと、どんな軽微な案件でも、とりあえずまずは報告をして判断を仰いでくれということも伝えております。事業者の方についても、ちゃんと隠さずに報告してもらえよう、しっかりと信頼関係を築いてくださいというのは、研修等を通じて、しっかりと伝えていきたいと考えております。

【会 長】ありがとうございます。ほかに何かご意見はありますか。

【松井委員】純粹に質問なのですけれども、87ページの記載で、パブリック・コメントを受けて変更したということなのですけれども、変更前は「ウェブサイト公開する」となってい

て、変更後は「情報公開請求にて公開する」となっていて、理由のところは、「実態に即した修正が必要であったため」とありますので、今までも、実は、ウェブサイトには公開していなかったということなのではないでしょうか。

【区政情報課長】ここの契約を、どういう形で行っているのかが定かでない部分なので、はっきりしたところまでは言えないのですが、基本的に、業者に委託するときには、業者からいろいろアイデアをもらった上で、予算の範囲内で何社か来てもらって、プレゼンテーションを受けて決定するプロポーザル方式というのがあります。その場合は、業者を決定したときにはしっかりと「こういう業者を選びました」と、ホームページに公開する決まりになっているので、今回の実際の契約については、もともとそういう方式ではなかったのかなと思います。匿名随意契約等の、ホームページに公開しない形式なので、そういった問い合わせがあったら情報公開請求や情報提供という形でちゃんと公開しますと、お答えはするのではないかと思います。なので、変更後は「などで公開」になっているのではないかと思います。

【松井委員】プロポーザル方式というのは入札とは違うのでしょうか。

【区政情報課長】入札とはまた別の方式です。金額はもともと上限金額が決まっているのですが、その中で、業者にいろいろな提案をしていただきます。それを区で、「この事業者の提案がいいから、この事業者を採用する」みたいなもので、区の予算の範囲内で、良い提案をしてきた業者を採用するものです。

【松井委員】予算範囲内であれば、高いところがいい提案であれば、高いところに決まることもあるということですね。

【区政情報課長】決まる場合もありますし。これも評価の仕方によるのですが、やはり、価格の評価点みたいなものもあったりして、いい評価なのだけれど、ちょっと価格が高過ぎるのは、点数をつけるときに評価の対象となるので、一概に、ものすごくいい提案があったとしても、金額がものすごく高かったりすると点数が下がったりとか、いろいろな方法があったりします。

【松井委員】ありがとうございます。

【高木委員】1つだけ。23番の滞納整理一元化です。これまで区民の方々は、各課からいろいろと請求があったと思いますけれども、今後は1つの課になって、スタート時期に混乱が起きないように、十分な周知をしていただきたいのと、あとは、職員のレベルも、ハードルが相当高くなると思います。いわゆる賦課の時点のものから知らなければならなくて、それぞれの納期や税法や、保険の条例なんかも鑑みて処理しなければならないところもありますので、そ

の体制も十分に留意していただければという要望です。以上になります。

【区政情報課長】承知しました。ありがとうございます。

【情報システム課長】私は今、情報システム課長なのですが、8月まで、この医療保険年金課長でしたので、そのあたりの事情を簡単にご説明いたしますと、この一元化を行うにあたって、今、ご指摘いただいたように、職員の知識レベルも広範囲にわたる必要があるということと、システムのにもどうするのかというところで、1年以上前から準備を進めておりまして、十分な研修体制を昨年1年ずっと構築しておりました。

まさに、どの債務から優先的に支払いいただくとか、それも、お客様の状況に合わせて、パターン化して類型化するような作業になりまして、実際に行いながら、お客様の意向も聞きながら、柔軟に対応しながらと。とはいえ、ある程度は画一的に行なわないと効率が上がりませんので、そのあたりのバランスを、十分準備に時間をかけて、職員でもPTをつくり、お互いに兼務職員を行ったりと、そういうことで、しっかりと準備を進めてきたところでございます。

また、それに対応できるようなシステムを今回、全部一新して、様々な債権を一元的に見ることができますので、お客様からすれば、例えば、税金を全部払って支払い能力がなくなってしまうと、それと同時にほかの債権、債務についてはお支払い能力がないということで、回収の見込みがなければ、もうそこで落とすということも総合的にできるようになります。これまではそれぞれで行って行っていたので、その辺が、見込みがなくなっているのに、また督促や、催告がいつてしまうとか、そういうことで、非効率的な部分がより効率的になり、また、お客様からしても窓口が一元化するので、「新宿区に対する相談はここで全部できますよ」という体制を確立していくために、今回進めています。かなりこれは、職員のレベルがかなり必要だということで、十分な準備をして、今、取り組み始めているところでございます。

【区政情報課長】周知については、区政情報課ということで、「広報新宿」であったりとか、ホームページ、SNS、そういったものを通じて、今回の一元化についてはしっかりと区の皆さんに浸透するよう、周知徹底していきたいと考えています。

【会長】ご意見、ご質問、よろしいですか。それではほかに意見がないようですので、本件については了承といたします。

次に資料2の、新宿区個人情報保護管理運営会議における個人情報保護対策チェックリストの再検証につきまして、説明をお願いいたします。

【区政情報課長】それでは、お手元の資料2と右上に書いてあるものですがけれども、こちらをご覧いただきまして、ご説明をさせていただきます。新宿区個人情報保護管理運営会議、今ご

説明した、管理運営会議の個人情報保護対策のチェックリストの再検証についてでございます。リード文ですけれども、現在、この管理運営会議においては、付議案件の審議を行う上で、チェックリストを活用して、案件の審議を行っております。

この度、令和5年度よりこのチェックリストを活用しているのですけれども、この中身について皆様からご意見を伺って、より適切に個人情報の管理を行っていきたいと考えております。まず、記書きのところで、チェックリストについてということで、別紙1、1枚おめくりいただきますと、右下にページ数が1から14ページまである束があつて、これがこの管理運営会議に諮る前に、事前に担当職員と所管課の職員などで確認しているチェックリストになります。

この1から14というのが、案件ごとによってチェックリストの内容が変わってくるため、1ページ目の1番は、目的外利用にかかる対策のチェックリスト、2ページに、外部提供にかかるチェックリスト、3ページ目は、電算処理にかかるチェックリストなのですが、この電算処理については、区が行う情報保護対策と、委託先である相手側に行わせる情報対策、3ページ目と4ページ目の2枚にわたっていて、さらに、その運用上の対策と、システム上の対策が、この左側に出ているのですけれども、運用だけではなく、システム上の両方の対策もチェックしています。

5ページ以降は、外部結合であつたり、7ページになると業務委託、11ページ以降は指定管理にかかるチェックリストです。これも状況によって、電子媒体を取り扱つたり、紙媒体のみの場合で、チェックリストの内容を分けて、そういった項目ごとに使っているチェックリストも変わっています。

先ほどの分厚い資料の資料1というのがあつたと思うのですが、一覧の右側から3つ目に、外部結合とか、業務委託とか、いろいろ書いてあると思うのですが、これが案件ごとによって、それぞれに合わせたチェックリストを活用して、確認をしております。

次に、別紙2、「個人情報保護管理運営会議 付議事項」と書いてあるものがあるのですが、先ほど説明した資料の一番上の案件です。区民意見・FAQシスムの再構築等についてで、その下に要綱の根拠で、電算処理、外部結合、業務委託があり、この案件については、この3つの内容が含まれています。10ページ以降にチェックリストがついているのですけれども、10ページは、表題を見てみると、3番、電算処理にかかる個人情報保護対策チェックリストということで、左から2列目に丸がついているのですけれども、これは所管課で、ちゃんとこの対策をしていますということを確認し、区政情報課と情報システム課で分科会という会議を、この管理運営会議に付議する前に行うのですけれども、その分科会の中でもチェック

リスト、区が行うものと、委託先の事業者に行わせるもの、このあたりをしっかりと確認しております。

また、12ページに外部結合に関するチェックリスト、14ページ以降が業務委託にかかるチェックリストなのですが、この業務委託は、電子データの取扱いのみのためと、丸がついていないものもあるのですが、そういった形で、チェックリストでしっかりと確認をするという対応をとっています。

資料2にお戻りいただきまして、今、記書きの1番と2番についてご説明をいたしました。3番、チェックリストの追加案ということで、(1) 区が行う情報保護対策で、全てのチェックリストにこれを入れるわけではないのですが、必要に応じて入れていきたいと思っております。1つ目が、「取扱う個人情報の管理について、必要に応じて又は定期的に確認する体制を構築するよう相手方に指導する」というものです。責任者が誰なのかであったり、研修などをしっかり行っているか、個人情報の取扱いを相手が定期的によりしっかりと確認をすると。

例えば、区の委託が1回限りなど、そういう場合は、定期的に確認することも難しいので、「必要に応じて又は定期的に」としておりますけれども、委託先等はしっかりと個人情報の取扱いを確認する体制を構築するようというものです。

2つ目が、「再委託先がある場合には、委託先との間に立入り調査等ができる契約内容を付すとともに、必要に応じて又は定期的に立入り調査等を実施するよう指導する」ということで、委託先だけではなくて、さらにそこが再委託をした場合に、ちゃんと委託先が立入り調査できるように、契約内容に入れてくださいと指導するものです。

(2) が、事業者に行わせる情報保護対策で、(1) は区側の形なので、「指導する」となっているのですが、(2) は事業者が行うので、「指導する」というのが抜けて、「構築させる」とか、「実施させる」というような文言になっているのですが、こういった文言をチェックリストに追加したいと考えております。この文言についてであったり、ほかにもチェックリストに「こういったものを追加したほうがいいのではないかなど、もしそういったものがあればご意見をいただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【会長】ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問あれば、またご発言願います。

【坂下委員】説明ありがとうございました。これは助言ですけど、1ページ目の3のチェックリストの追加の案の中に、(1)、(2) にそれぞれ2つあるのですが、立入り検査の実施と指導というのは、再委託先がある場合に限定されているのですが、これは再委託先がなくても

行えるようにしたほうがいいです。

【区政情報課長】そうですね。通常の委託先については、3ページ目の上から2つ目ですね。「必要に応じて事業者の立ち入り調査を実施するとともに」というように記載しており、委託先についても行うことになっております。

【坂下委員】チェックシートは基本的に、要求事項なんですね。「こういうことをやりなさい」という要求事項なんです。「やっていますよね」という確認が必要で、これが監査なのです。ですから、内部監査の体制はちゃんとつくっていただいて、チェックリストでチェックの運用をすると同時に、各部署毎年行う必要はないのですけれど、抽出をして、どこかの部署だけちゃんと監査をやって、これが回っているかどうかを見ておいたほうが、励行する上ではよいと思います。以上、一応助言です。よろしくお願いします。

【区政情報課長】おっしゃるとおり、定期的に確認することが必要であると考えております。実は、皆さんにも以前ご相談させていただいたことがあるのですけれど、区でも、所管課がしっかり個人情報の取扱いをしているのかという監査を昨年度から実施しています。今年度も今、ちょうど実施をしている最中なのですけれども、所管課でしっかりと管理されているのかを確認しています。

その中で、例えば、業務委託をするときに、所管課が委託先に、個人情報もしっかりと取り扱っているかを、チェックリストみたいなものと、実際の実地調査のようなものを、定期的に年2回の確認も実は行っていたりするので、そういった対策も含めて、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

【坂下委員】私のところでは東京都の特定個人情報保護評価のチェックを行ってしまして、毎年、都の職員向けの監査研修を行っています。監査は、やはり自治体の方々も行うべきものなので、ぜひ励行していただいて、しっかり行っていただきたいと思いました。以上です。

【栗原委員】説明ありがとうございます。私からはチェックリストの1つ目の、目的外利用にかかるチェックリストで、1番目のまず、「担当課の保護管理者は」というところで、確認なのですけれども、「他の行政機関等に保有個人情報を提供する目的外利用」というのは、これは、そもそも取得時点でこういう目的を示していないけれども、取得した後に別の目的が発生したので、他の行政機関に情報を提供するという意味での目的外利用ということですか。

その場合、この目的外利用というのが、それに限定されるのか、それとも区内もしくは区の別の部署との間で情報を共有することも含めて、目的外利用を入れているのか、目的外利用の定義がどこまでなのかということを知りたいです。

【区政情報課長】基本的には、他の行政機関という形になるので、区の内部については、ほかの法令等で決まっている部分については、利用しているものもあつたりという形にはなりません。

例えば、東京都の障害者関係の事業で、区の持っている情報を提供することによって利便性が上がるとか、そういったときに、この目的外利用のチェックリストが使われるような形になるので、正直、この目的外と、2ページ目の外部提供は事例としてはあまり多くないことになります。多いのが、3ページ目の電算処理とか、業務の委託とかです。このあたりが非常に案件としては多いというところです。

【栗原委員】そこは私も何となくイメージとしてはできていた部分はあるのですが、目的というところの定め方が非常に難しいというか、どういったところで解釈されているのか、すごく気になるところです。場合によっては委託先の情報の運用にも関わってくる部分もあると思われ、ケースバイケースだと思うのですが、そういったときに、この目的外利用であつたりとか、情報を活用するための目的というところをどこまで区の中である程度周知して、皆さんの中で共有されているのかという、そのあたりの対策というか、取組みが気になります。

この質問をさせていただいたのも、やはり目的外利用というのが委託先で行われるケースも、もちろんセキュリティ上の問題とは別に発生してくる可能性も、今後委託先との関係性が増えていくと出てくるのかなと思った際に、そもそもその整合性を区内の法管理者の方が、しっかり対策としてできるのかどうかであつたりとか、そういったところも何か、もし取り組まれている内容があれば、実際にある程度、研修を含めて入れていったほうが、今後の委託先管理というところでもいいのではないかと、お伺いさせていただきました。

【区政情報課長】基本的には、目的外の利用で、例えば、業務委託などは、本来はないものと考えておりますので、そこは、ちゃんと収集する目的が決まった上で個人情報収集しておりますが、それを委託するというのは、基本的にはないような形でということで、この保護管理者であつたりとか、所管課にはしっかりと伝えていきたいと考えております。

【栗原委員】ありがとうございます。

【会 長】ほかにいかがでしょうか。

【松井委員】3の電算処理にかかる個人情報保護対策チェックリスト、3ページですが、これは開発等を委託する場合に区が行うということなので、区が委託先に行くことだと思うのですが、例えば、一番上ですと、法律ですとか、ガイドラインを遵守するよう指導する。「指導する」なんですよね。委託先に行わせる場合は準拠させるということで、指導するだけ

でいいのかというのがあるのですけれど、委託先には準拠させないといけないのかなと思います。

【区政情報課長】当たり前の話ではあるので、指導をするというか。

【松井委員】指導さえすればいいのかと。

【区政情報課長】徹底させるということですかね。

【松井委員】もうちょっと強い表現のほうがいいのかなと思います。例えば6番目ですと、「持出しを禁止させる」と書いてありますよね。ですので、指導だけすればいいのかと、ちょっと弱いのかなと思います。日本語の問題だけかもしれないのですが、ちょっと感じました。

【情報システム課長】一般的に契約の中に、この辺は絶対に遵守しなさいとは、書いてはいますので、そちらは恐らく強力で契約事項として、もしそれを守らなかった場合は契約不履行といえますか、そういうことには問われるというリスクはありつつ、ただ、実際には契約書で交わただけではなくて、やはりそこは現場レベルでも、様々な局面において、実際の従事者等にしっかりと指導をしていくと、そういう視点のものだとは思いますが。

基本的には、こういうものを「とりあえず守りなさい」ということは、契約の段階で必ず盛り込まれていますので、そのあたりでの表現なのかと。ここだけで規定しているというわけではないということです。

【松井委員】チェックリストなのでということですね。分かりました。ありがとうございます。

【香川委員】同じ点で、確かに今、松井委員がおっしゃられたことはもっともかなと思うので、その点については私も賛同いたします。

物事の取扱いとしては、もう少し重い言葉のほうが適切かという気はいたしました。今のやり取りを伺っていて、確かに契約で縛っているというのはそのとおりですけれども、チェックとか、監査の意味においては、先ほどの栗原委員の助言も踏まえて言うと、もう少し、チェックしている各区の職員の方にもその重みを感じていただくという、工夫の余地があるかと思いました。

【区政情報課長】承知しました。また文言などについては、こちらでも検討させていただきたいと思います。

【会 長】ほかに何かございますか。よろしいですか。それでは、ほかに意見がないようですので、本件については了承といたします。

以上で、全ての案件の審議が終了いたしました。委員の皆様、長時間にわたりまして、お疲れさまでした。また、本日が今年度最後となる見込みです。1年間ご協力いただき、ありがと

うございました。

最後に、委員の皆様、何か審議会のことにつきましてご意見等あれば、ご発言願います。

【栗原委員】まずは皆様、1年間本当にありがとうございました。私からは、非常に分かりづらいご質問があったかと思うのですけれども、皆さん真摯に答えていただいて、まずはお礼を申し上げます。

個人的に、さっきのパブリック・コメントのお話ですごく気になった部分がございます、難しいと思うのですけれども、広くいろいろな方が個人情報をご区であったり、行政に渡しているという観点から考えると、そこを増やしていく方策というのを少し検討できるといいのではないかと考えております。

というのも、やはり、なかなかそういった個人情報に関わる機会というものは、私も含めて、区民の皆様は非常に少ないかと思えます。そういった意味で、非常に難しいところではあると思いつつも、もう少しそういったところが身近になっていくと、より職員の方も運用しやすくなるというか、そういったところをつくれるといいのではないかと、この1年感じて思っているところでございます。

具体的にこうすれば、というところはなかなか見つけづらい部分があるかと思うのですけれども、そのあたりは引き続き、議論させていただけるとよいかと思っております。改めて、よろしく願いいたします。

【会 長】ほかにいかがですか。

【香川委員】本来であれば、自分で勉強すべきところなのですが、たまたま新宿区の審議会はハイレベルな学識経験の方がいるので、もし簡潔に方向性だけでもご教示いただけたら、今後のこともあるので、大変ありがたいと思って、質問させていただきます。

個人情報保護法改正後、数年が経とうとしておりますが、見直しの間際整理ということで、私が業務上所属している東京弁護士会のほうでも、一応、簡単な骨子の意見書を出しているのですけれども、弁護士会のほうは、すぐには実現に至らないような提言もしているので、実際に、今回の見直しで、例えばどのようなところが見直しで前に進むのかというような。最先端ではないのですけれども、言葉は悪いのですけれども、現実的に今後反映されていきそうなところはどんなところなのか、もしご教示いただければありがたいと思います。

【坂下委員】ご教示というほどのものではないのですが、昨日、個人情報保護委員会が開催されておりまして、資料が公開されております。一番大きいのが、事故報告を、企業の方々から、軽減してくれという要望があつて。これの軽減を進めていく予定になっております。

今、最も多いのが薬局での漏洩事故です。薬局で、処方箋の渡し間違いというのが最も多くて、あれは機微情報なので、保護法上は報告対象になってしまいます。それが保護委員会のほうにどんどん入ってきてしまうので、本来対応すべき大量漏洩とか、不正アクセスが対応できなくて、そこをどうするのかというのが、民間の事業者にとっては一番大きいところになると思います。ここは認定個人情報保護団体制度がありますので、それを活用するのか、はたまた違う方法をとるかというのが、今後の議論になってくると思います。

あと、同意をとらずに個人情報を使いたいというのが昔からありまして。これはEUが医療で実践しているのですが、医療データというものは、例えば、パーキンソン病は日本には10万人ぐらいの患者がいると言われているのですが、集まるデータは2万件もないのです。ですから、そのデータが集まってくれば、新薬とか新しい治療法がつかれるかもしれないので、そこをいちいち同意にこだわっていたら、データが集められないという課題がありまして、そこをどうするかというのがあります。

それから、3年ごとの見直しの検討会で一番大きく取り上げられたのは課徴金です。課徴金を、今、1億円までというのが両罰規定の中にあるのですが、それをどう改定するのかがありますが、課徴金は、そもそもEUの十分性認定でつくったもので、課徴金をもし取り払ってしまうと、EUと日本の間のEPAが失効してしまうのです。ですから、課徴金自身は現行のままやらなければならないです。

ただ、個人情報保護委員会が無謀だったのは、普通、課徴金とかを考えたときは、執行体制もつくって、法改正をかけなければならないのに、EUとの十分性決定だけのために1億円を規定しましたから、執行体制が何もない状態になってしまっています。そこをつくる必要がありまして、それをこれからつくっていく話になると思います。

要点につきましては、昨日の個人情報委員会の資料の中に、3年ごとの見直しの要点という資料が挙がっておりますので、それをご覧いただくと骨子が見えると思います。以上です。

【香川委員】大変貴重なご意見をありがとうございます。

【会長】ほかに、よろしいですか。事務局からは何かありますか。

【区政情報課長】ありがとうございます。それでは、事務連絡が2点ほどございますので、説明させていただきます。

1点目は、来年度の審議会についてということで、学識経験者の方とサイバーセキュリティに関する専門的な知見を有する方については、引き続き、委員の継続をお願いしたく、再任の依頼をさせていただいております。委員の任期については、令和7年3月31日任期満了とい

うことで、今、区の広報で区民委員の募集を掲載させていただいているところがございます。これらの手続について、3月中旬から下旬に次期委員を決定させていただいて、4月1日から新たな任期の区民委員の方も委嘱させていただく予定となっております。こちらについては、また皆様の予定を確認させていただいて、新しい委員の委嘱の関係については、ご連絡させていただければと思います。

2点目は、閉会後に本審議会の委員報酬の源泉徴収票を担当から配付させていただきますので、お受け取りいただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

【会 長】特に、1年間新しい制度になって、進めてきたわけですけれども、まだいろいろなことがありそうですので、来年もお世話になります。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第2回の審議会を閉会したいと思います。ご苦労さまでした。

午後4時01分閉会